

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第 卷四十第

行發日一月六年一十正大

## 論叢

不勞利得税を論ず . . . . . 法學博士 小川郷太郎

基督教文明の發展概論 . . . . . 法學博士 財部 靜治

社會哲學に於ける主意的二元論的思想 . . . . . 法學士 恒 藤 恭

經濟道と經濟術 . . . . . 法學士 作田 莊一

小作制と小作法 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

## 時論

我邦の地租を論ず . . . . . 法學博士 神戶 正雄

## 說苑

ジョン・ロックの私有權論 . . . . . 經濟學士 岩城 忠一

功利主義と生産政策 . . . . . 經濟學士 堀 經 夫

## 雜錄

古川古松軒の著述に就て . . . . . 經濟學士 黑 正 巖

『共產宣言』の英譯本について . . . . . 法學博士 河 上 肇

附錄 . . . . . 本誌第十四卷總目錄 . . . . .

# 功利主義と生産政策(二)

(功利主義と經濟政策との關係についての學說史的考察の一部)

堀 經 夫

緒言

第一節 テイザイド・ヒューム

前號既載

第二節 アダム・スミス

本號所載

第三節 ロバート・マルサス

第四節 ジェレミ・ベントム

括言

次號掲載

## 第二節 アダム・スミス(一七三三—一七九〇)

第一、スミスの功利主義 スミスを純粹なる功利主義倫理學者の一人に數へることは、恐らく間違であらう。ボナア曰く『アダム・スミスは、ヒュームよりも、少く功利主義的である、徳性を徳性なるが故に尊重することを第一となし、結果に對する尊重は、常に第二次的である。倫理學に於ては、行爲者の心意の状態が甚だ重要でなければならず、而して行爲は義務の爲めに爲されなければならぬ、さもなければそれは倫理的ではない。』併し乍らスミスは、其の『道徳感情論』の中に於て、幸福を決して等閑に附して居る譯ではなく、否寧ろ、之を非常に重大視して居

るのである。例へば彼は、『道德感情論』の第六部『徳行の性質に就て』に於て、個人の品性を、それが『彼れ自身の幸福に關する』場合と、『他の人々の幸福に關する』場合との二つに分けて考察を下して居る。曰く、

「個人の健康、財産、地位及び名聲、——即ち現世に於ける彼れの慰樂と幸福とが主としてそれに依存して居ると考へられて居る所の諸事物——に就て注意を拂ふことは、通常裁智(Pudence)を呼ばるゝ所の徳性の、固有の仕事であると考へられてゐる。」<sup>21)</sup>

「……如何なる點に於ても、吾々の隣人の幸福を傷け又は妨げない——假ひ如何なる法律も適當に彼を保護することが出来ない場合に於てもあつても——やうにこの、神聖にして且つ宗教的なる願望は、完全に潔く正しい人の品性を構成する。」<sup>22)</sup> 是に由て觀れば、スミスが幸福を以て倫理學の目的となしたることは明かである。然らば、スミスは、幸福とは如何なるものであると解したかといふに、そは、余の所謂物質的的幸福と精神的幸福とより成り立つのであつて、スミスの言葉を用ふれば『身體の安易と精神の平和』(Ease of body and peace of mind)をが、幸福の二大要素である。而して、スミスによれば、神は、幸福の最大可能的平等を常に齎らすやうに、世の中を造つたのであつて、『人生の眞の幸福を形造つて居る所のものに就ては、彼等は、彼等の遙か上に居ると見えて居る人々に、どの點に於ても決して劣つてはゐない。身體の安易及び精神の平和に於ては、人生の總ての異なる階級は殆ど同じ水準上に在る、而して道傍で日向ぼっこりをして居る乞食も、王様達が獲んと努力して居る所の安全を所有してゐる。』<sup>22)</sup> スミスが樂觀主義者であると呼ぶる、所以は、實に茲に存するのである。

斯くの如く、スミスは、幸福を物質的と精神的の兩方面より解し、而して此等兩者の總和を見

21) Adam Smith, The Theory of Moral Sentiments, (Bohn's Library.), p. 315

22) Ibid., pp. 319-20.

るときに、各人に就てそは殆ど平等に分配されて居るものと、看做してゐるのであるが、これに由れば、世人が富の獲得に努力し、其の經濟生活の豊富を圖らんとするは、實に無意味なことではなければならぬ。然るに、スミスは、世人が富の獲得に焦慮することを決して無價値となさぬのみならず、其の大著『國富論』に於ては實に『富の性質及び原因に就ての研究』を試みてゐるのである。然らば吾々は、この間の消息を如何に解すべきであらうか。其の爲めに余はスミスの言葉を引用することを、最も便利とする。曰く、

「……若し吾々が、此等總ての物(各種の富を指す——譯者註)が與へることの出来る眞實の満足に就て、それを單獨に且つその増進の爲めに充てられたる配備の美しさより離して、考へるならば、それは、常に極めて感しむべき些細なるものとして現はるゝであらう。併し乍ら、吾々は、それ富よりの満足を指す——譯者註)を斯かる抽象的哲學的の見方で觀察することは稀である。……富及び偉大が與ふる所の快樂は、この複雑なる見方から考察する時に、快樂を單に哲學的に解することは稀である。……美はしい、且つ高貴なるものとして、吾々の想像力を刺戟し、それを獲得することは、吾々が喜んでその爲めに費す所の骨折と熱心との總てに、十分値するものであると考へしめる。

「而して、自然がかく吾々を欺くことは、決して悪いことではない。人間の勤勉を惹起し絶えず之を繼續せしむるものは、この欺瞞であるから。土地を耕し、家を建て、……總ての科學と技術と發明と進歩せしむるやう、人々を先づ促すものは、この欺瞞であるから。……」<sup>24)</sup>

是に由て觀れば、吾々人間が各種の富より受くる所の快樂は、哲學的に抽象的に考ふれば『極めて賤むべき些細なる』事柄であるには相違なけれど、併し、吾々は、凡人の常として、矢張り富

23) Ibid., p. 265.

24) Ibid., pp. 263-4.

を偉大なるもの、美はしいものと想像して、其の獲得の爲めに努力する、而してその努力こそ世の生産力を増し、科學を進め來つたものであるから、吾々は人々の誤れる想像——換言すれば自然の欺瞞——を一掃する必要はないのであつて、寧ろ之を其儘に放置しておく方が良いと、スミスは考へたのである。是れ、スミスが、倫理學上物質的幸福に殆ど重きを置かないでゐながら、而かも人々の經濟活動を是認したる所以であつて、倫理學と經濟學との差異及び關係は、之によつて稍々明瞭にされた譯である。

斯くて經濟學は、人の想像否妄想によつて生れたものであるかも知れないけれども、併しスミスはそれに一つの科學としての存在を授けることが出來た。而して其の瞬間に、人の物質的幸福は、倫理學の範圍を離れて、茲に獨立せる科學の研究の對象となつた。然らばスミスは如何なる經濟政策によつて、其の功利主義(物質的功利主義)を實現せんとしたるか、是れ次項に於て研究さるべき問題である。

第二、スミスの經濟政策 スミスは、政府に就て述べて曰く、『政府の總ての組織は、唯だその下に生活せる人々の幸福を増進するに役立つに比例して、價值づけらるゝのみである。<sup>25)</sup>』是に由れば最大多量の幸福を世に齎らすことが政府の唯一の任務である、とスミスが考へたることは明かである。然らば政府は如何にしてこの任務を果すべきであるか。

先づスミスは、社會の富が不平等に分配さるゝことは、その幸福を害するものであると、考へた。曰く、

25) Ibid. p. 266.

「其の大多數の人々が貧乏であり困窮して居るやうな社會は、確かに榮えてゐないし又幸福でない。……人民の全體を養ひ彼等に衣服と住家とを與へる所の人々が、自分達自身も可なり良き衣食住を得ることが出来るやうに、自身の労働の生産物の或る分前を受くべきであるといふことは、公平の要求する所であるに過ぎない。」<sup>26)</sup>

併し乍ら、彼は、世に富の分配の不平等があるからとて、之を人爲的に平等ならしめやうなどと、毫も考へなかつたのである。例へば、『労働の全生産物が労働者に歸屬』したる所の、資本の蓄積及び土地の私有の未だ發生せざりし時代は知らず、今日のやうに、全生産物が、勞賃としての外に、『躬ら種子を播かなかつた土地』の使用に對して地主に支拂はるゝ所の地代と、『資本の大きさの程度に比例して大ともなり或は小ともなる』所の利潤とに、分割されなければならぬことになる。富の分配は自然不平等にならざるを得ないのであるが、スミスは、人爲的の政策による不平等<sup>27)</sup>の外は、總て之を自然の成行に委すことを以て、最も策の得たるものなりと主張して居る。

こは、スミスが、平等を犠牲にするも尙ほ、人類の幸福にとつて必要なる他の原則を認めたらであつて、そは取も直さず正義の原則である。彼は、正義の法則を説明して、次の如く言つてゐる。

「……正義の最も神聖なる諸法則——その侵犯に對しては、最も強く報復を所請せざるゝが如くである所の諸法則——は、(第一に)吾々の隣人の生命と人格とを護る所の法則であり、次に、彼れの財産と所有物とを護る所のそれであり、而して最後に、彼れの人權と呼ばるゝ所のもの、即ち他人の約定によつて彼に當然歸屬する所の權利、を護る所のそれである。」<sup>28)</sup>

26) Adam Smith, Wealth of Nations, vol. I. p. 80.

27) Ibid., bk. I. chap. XI. pt. II.

28) Adam Smith, Moral Sentiments, p. 121.

右に掲げられたる正義の諸法則の中、直接此處に關係あるは、第二のもの即ち個人の『財産と所有物とを護る所の法則』である。スミス又曰く、『相互に常に他を傷け害せんを構へて居る所の人々の間に、社會は存立することが出来ない、……』若し盜賊達の間には社會があるとすれば、彼等は少くとも相互に盗み合ふことは、之を控へなければならぬ。故に、社會の存在には、仁慈よりも正義の方がより本質的である。社會は、仁慈なくとも存立する、——最も快適な状態に於ては無いけれども——併し不正義が行はるれば、それは一朝にして社會を全滅せしめる<sup>29)</sup>。

是によつて察するに、スミスの考は、假ひ土地の私有及び資本の個人的蓄積が行はれし結果として世の富の分配に不平等が起らなければならなくなつたとしても、社會全體の幸福に就て考ふれば、土地や資本の所有を不安固ならしむるよりも、それは遙かに輕微なる損害に過ぎない、といふのである。

然らば次に起つて來る問題は、土地や資本の私人的所有の不安固は、何故に世の幸福を害するや、といふ事であるが、その説明の爲めには、スミスの個人主義的見地を理解する必要がある。彼は、社會の幸福は、個人が自己の幸福を追及することによつて、而してそれのみによつて、達し得らるゝものかと考へた。曰く、

「……彼(各個人の意——譯者註)は、一般に、公共的利益を増進せしめやうといふ積りもなければ、又ざれだけ彼がそれを増進してゐるかなも知らない、……而して、其の生産物が最大の價値を有するやうな風に家業を導くことによつて、彼は、彼れ自身の利得を目的として居るのみである、而かも斯くすることによつて、彼は、他の多くの場合に於けると同様、見ねざる手に導かれて、彼れの目的以外の目的を成就しつゝあるのである。……彼れ自身の利益を追ふことによつて、彼は屢々、彼

29) Ibid., pp. 124-5

が眞に社會の利益を増進せしめやうと目論む場合よりも、より有效に社會の利益を増進する。<sup>30)</sup>

故に、スミスによれば、社會の幸福を齎らさんとすれば、勢ひ各個人をして——然り『自分自身の快樂と自分自身の苦痛とを、他の人々のそれ等よりもより敏く感ずる』<sup>31)</sup>所の各個人をして、——自由により己の利益を追はしむるより外に適當なる方法は無いことになる。而かも各個人をして自由に其の利益を追はしめんとすれば、社會の不安を除いて、各人の財産と所有物とを安固ならしめ、且つそれより生ずる所の所得を自由競争によつて決するの外、それに人爲的の干渉を加へざることを、最も緊要なる條件とするのであつて、之を約言すれば、即ち世に正義を維持することが、最も必要なのである。これによつて不安固が世の幸福を害する所以は明かであらう。

是に於て、國家の任務及び探るべき政策の根本方針が明瞭になつて來る。即ち國家は、各個人の利己的活動の自由を妨げるが如き干渉的行動に出づることは、堅く之を戒めなければならぬのであつて、(例へば富の分配を平等に爲さんが爲めに、各人の財産所有の安全を脅かすが如き行動に出づることは甚しく不可である)、唯だ自由なる營利的活動を爲さしむるに必要な『正義』若くは『安固』を世に維持することを、専らの任務とすれば良い譯である。而して各人の自由なる營利的活動によつて、富の生産が自ら大となり、茲に社會の幸福が持ち來さるゝこととなる。之を要するに、スミスに在つては、其の物質的功利主義の實現は、個人主義、若くは自由放任政策によつて之を達すべく、更に他の言葉を以て言ひ表はせば、所謂生産政策によつて之を達すべく、所謂分配政策は全く排斥されたのである。

30) Adam Smith, Wealth, vol. 11., p.421.

31) Adam Smith, Moral Sentiments, p. 321.

## 第三節 ロバート・マルサス(一七六六—一八三四)

第一、マルサスの功利主義 マルサスは、ヒュームやスミス、若くはベンタムの如くに、其の倫理學説を説述せる獨立の書物を書いてゐないが故に、吾々は詳しく之を知ることが不可能であるけれども、彼が功利主義の見解、殊に物質的功利主義の見解を把持し得たることは、之を察知するに難くはない。余は、彼れの「人口論」中より一句を引用することによつて、彼れの功利主義の一斑を窺ふこととする。彼は「人口論」の第二版に對する序文の中に於て、次の如く言つて居る

「……この計劃(この計劃とは、マルサスが「人口論」に於て目論んで居ることを指す——譯者註)を遂行することによつて、余は、余が多くの反對論を惹起し、而して恐らく手厳しい批評を惹起したることを知つて居る。併し余は、余の陥つたであらう所の誤謬でさへも、議論に手蔓を與へ又研究に對する刺戟を加ふることによつて、社會の幸福にとつて密接なる關係を有する所の一主題(人口の原理を指す——譯者註)を、より一般的なる注目の下に齎らすといふ、重要な目的に役立つことであらうと思つて、聊か自らを慰めて居る次第である。」

是に由つて觀れば、マルサスが人口論を書いたのは、それが社會の幸福にとつて密接なる關係を有するが爲めである、——言葉を轉倒すれば、社會に最大幸福を齎らさんとして、マルサスは人口政策に其の解決を求めた、と解釋することが出来る。

第二、マルサスの經濟政策 マルサスは、富の分配の平等主義に最も強く反對したる學者の一人である。彼は、當時主張されて居た所の、ワレイス、コンドルセー、及びオウエンの平等制度に對して、鋭い反對の鋒先を向けた。彼は、平等制度の主張さるゝ所以に就て、次の如く述べた

る後に、徐ろに其の誤謬を指摘してゐる。曰く、

「總ての人間社會に於ける、特に文明開化の程度の最も進んで居る總ての人間社會に於ける、(現今の)状態は、淺薄なる觀察者をして、世の中の大改善は、平等及び共同財産の制度を採用することによつて、爲し遂げらるゝであらう、その信念を懐かしむるが如き底のものであらう。彼等は或る部分に富の豊富を見、而して他の部分に其の缺乏を見る。而して、それに對する自然的にして明白なる救濟手段は、生産物の平等なる分割であるかの如く見える。彼等は、人間の努力の大なる分量が、全部貯蓄され又は、より有效に使用さるべきであるのに然うはされないうで、詰らない、無用なる、且つ時としては有害なる事物の爲めに浪費されてゐるのを見る。彼等は、機械の發明が次に次に行はれるのを見る、それは、一見大いに人間の勞苦を減少するやうに目論まれて居るが如くである。併し、總ての人に豊富と、閑暇と、幸福とを與へることの明白なる、此等の手段を有つに拘らず、彼等は、社會の大多數者の勞働が減少せしめられず、彼等の境遇が、悪くはならなくても、決して明かに著しく其くはならないのを見る。かゝる事情の下に於て、平等制度に對する諸提案が絶えず復活しつゝあるのは、驚くに足らない。」<sup>32)</sup>

併し、かゝる平等制度の主張は、要するに絶えず繰返さるゝ所の誤謬であるに過ぎない、とマルサスは考へた。それは、『紙の上では如何にも頼もしいやうに見えるけれども、實生活に適用すれば、全然値打のないものであることが、分るであらう。<sup>33)</sup>』然らば、マルサスは、如何なる理由に本いて、平等制度の無價値を説明せんとしたるか。曰く、他なし。彼は、分配の平等を實行することによつて、富の生産の減少が必然的に隨生することを恐れたからである。蓋し、コンドルセーやオウエンの理想とせし如く、苟くも世に生を享けたるものには、總て平等に富を分與することゝなし、又土地及資本は之を公衆の共有に移すことゝするならば、一方には、衣食の途を失ふといふ外部的脅威によつて勞働を強制されざることゝなつた爲めに、勞働といふ苦痛を避けて、意

32) T. R. Malthus, An Essay on the Principles of Population. bk. III. chap. III. Of Systems of Equality-Continued.

33) Ibid., chap. I. Of Systems of Equality-Wallace-Condorcet.

惰安易なる生活に赴かんことを欲する人々を生ずると共に、他方には、自己の労働、資本、又は土地の質及び量に相應せる報酬を受くるの望を失ひたる爲めに、自己の生産業に最大の努力を費すことを無益なりと考ふる人々を生ずるに相違がない。マルサスは斯くの如く推論した。今此點に關する彼れの所説の一節を引用するならば、次の如くである。

「……増加されたる人口に對して食物を給與するに必要な労働は、必要といふ刺戟なくば行はれないであらう。若し上述せる如き計劃に本ける施設(コンドルセーの平等制度を指す——譯者註)によつて、勤勉に對するこの刺戟が取除かるゝならば——若し又、怠惰にして疎漫なる人々が、彼等の信用に關し及び彼等の妻や家族の將來の支持に關して、活動的にして勤勉なる人々と同等の地位に置かるゝならば、果して彼等は、彼等の境遇を改善することに、活氣ある活動——今日それは公けの繁榮を來たす主たる原動力であるが——を吝まないであらうか。……」<sup>34)</sup>

斯くて世に平等が行はれて安固が失はるゝならば、其の生産力は衰へ、富は減少し、従つて世の物質的幸福にとつて、富の分配の不平等がするよりも、更に甚しい傷害を齎らすであらう。これ、マルサスが社會的功利の見地より、平等を棄て、安固に赴ける所以である。

さて以上は、平等が生産力を害するといふ意味に於て、世の物質的幸福に不利であるとの議論であつて、こは嚮に述べたるヒュームやスミスの所説に共通せる點であるが、吾々は、マルサスに就ては、彼が平等を排斥せし理由として、更に他の一事を考へなければならぬ。それは、富の平等と人口との關係に對する、彼れの考察である。曰く、

「若し各人が家族に對する相應の衣食を確實に手れることが出来るならば、殆ど總ての人は家庭を持つに至るであらう、而してその次の代の人々が貧乏になる恐がないならば、人口は異常の速度を以て増加するに違ひない。……」<sup>35)</sup>

34) Ibid., chap. 1.

35) Ibid., chap. 1.

人口政策即ち人口の抑制を以て、世の物質的幸福の向上を圖らんとせしマルサスが、平等なる分配の結果として必然的に起る(と彼が考へた)所の人口の増加を豫想して、平等に反對したるは、理の當然である。

以上述ぶる所によつて觀れば、マルサスの經濟政策の根本原理が、安固の原則の維持といふことである、換言すれば、生産政策による社會的功利の實現といふことで在ることは、最早多言を要せない程明かであらう。従つて彼によれば、現在の經濟組織に人為的の干涉を加へ、以て富の分配を平等にすることによつて、社會の幸福を實現せんとするが如きことは、畢竟痴人の夢に過ぎない、各人をして自由に利己的活動を爲さしむるより外に、社會の幸福を齎らす方法は無いのである。此點に於て、マルサスは、かのアダム・スミスの自由放任論をその儘に繼承するものである。而してそは、彼れの救貧法に對する議論中に、最も良く現はれてゐる。今救貧法に對する彼れの意見を畧述すれば次の如くである。

マルサス——リカアドと共に英國の救貧法に極力反對せる人々の仲間である、——曰く、救貧法は『個々人の不幸の烈度を少しばかり緩和したかも知れないけれども、それは遙かにより、廣い表面に害惡を播き散らかした。』<sup>36)</sup>其の理由は、要するに、富者より貧民に救助を與へても、それによつて世の富が多くなる譯ではないから、需要増加による價格騰貴の爲めに、貧民は却つて益々困窮するのみである、加之、救貧法によつて貧民は救助を受くる權利を得たる爲め、人口は増加するに拘らず、勤勉に必要な刺戟を失ひ、かくて世の生産力従つて富が減退し、社會の幸福は、それ

だけ阻害されることとなる、といふのである。故にマルサスは、貧なりと雖も、獨立不羈なる貧者こそ貴きものなれとなした。曰く、

「個々の場合に就て考ふれば、難きを強ふる如く見ゆるかも知れないけれども(他人に頼れる貧困は、不面目なりと看做さるべきである。この訓戒は、多數の人間の幸福を増進する爲めに、絶對的に必要なるが如くである、而してこの訓戒を弱めんとする一般企圖は、假ひその意圖は仁慈的であらうとも、繼て、常に、それ自身の目的を敗ることとなるであらう。」<sup>37)</sup>

斯くて、國家の採るべき經濟政策としては消極的に、財産の安固と、自由競争による不平等なる所得の確保とを、各人に保證するより外はないといふことになるのであるが、併し茲に注意すべきは、マルサスは、アダム・スミスと異つて、此の自由放任政策に唯一つの例外を設けたといふことである。その例外とは、取も直さず人口に對する彼れの政策である。若し絶對的に自由放任政策を採るものとすれば、人口に就ても之を主張すべきであるのであるが、彼は、流石に世の富貧の懸隔を樂觀視する譯には行かなかつた。そこで其の救濟方法として唯一つの人爲的手段を人口問題に於て主張することによつて、僅かに平等によらざる又救貧法によらざる解決法を得たりとなした。余は、茲にマルサスの人口政策を説明することは出来ないが、『人口論』の第一版に於て『人口の原則』といふ自然法を説明したるマルサスが、其の第二版に於て『道德的抑制』といふ人爲的の貧困防止方法を認むることによつて 分配上の絶對的自由放任主義を棄てたることを、彼れのミスに對する特徴として記するに、止めようと思ふ。

附記、本論文に於ては、デイヴィッド・リカードに就ては論じないこととするが、彼も亦、物質的功利主義者であつたこと、及びマルサスと略ぼ同様なる經濟政策を主張せしことは、疑を容れざる所である。